



第16号

全国プレジャーボート安全会 会報誌

プレジャーボート倶楽部通信

CONTENTS

- 1 プレジャーボートの係留風景
- 2 海の法律＜16＞
- 3 クロマグロ遊漁への規制措置について＜水産庁＞
- 4 クローズアップ「あなたと家族を守り、相手を救う、いざというときに頼れる補償」



プレジャーボートの係留風景 いりふね ＜写真：函館市 函館漁港＞

函館漁港は、通称「入舟漁港」と呼ばれ、明治 32 年に完成した函館で最も古く歴史ある漁港です。写真右側にある船入潤防波堤（石積防波堤）は、近代土木の父として有名な廣井勇博士の設計により、一部には幕末の戦い・函館戦争の拠点となった「弁天台場」の石が使用され、基礎のコンクリートブロックは日本人施工による最も初期の海洋コンクリートブロックとされており、歴史的、技術的、景観的な価値を有する構造物として、土木学会の「選奨土木遺産」や水産庁「未来に残したい漁業漁村の歴史的文化財百選」等に選定されています。

そのような歴史ある防波堤に囲まれた函館漁港には、いか釣り漁船を中心とした漁船が 35 隻、プレジャーボート 43 隻が係留しており、釣りや景観を楽しむ観光スポットになっています。



海の法律〈16〉

事故により沈没した船舶の引き揚げ義務 (KAZU I 事件に関連して)

弁護士 戸田 満弘
(全国プレジャーボート安全会会長)



会長 戸田満弘

船舶の衝突事故や拿捕事件など、海事紛争の処理で国際的にも活躍する日本を代表する海事弁護士。自身もヨットオーナーであり、時間が空いた週末には愛艇を海に繰り出している。

1. 本年4月23日、知床半島沖で、乗員乗客合わせて26名が乗船していた遊覧船「KAZU I」が沈没しました。26名の人命が犠牲になったので、一時は、大変なニュースになりました。この事故を巡って、海上保安庁は、行方不明者の捜索に全力を挙げました。それと共に、水深120メートルに沈んだ「KAZU I」の引き揚げ問題が発生しました。マスコミの中には、引き揚げ費用は、船主の負担が一般的だ、保険に入っていれば、保険金でも賄える、サルベージ会社によると、船の規模によっては、数億円から数十億円の費用が掛かる、などという報道がなされました。また、家族は、早く引き揚げをして貰いたい、と声を上げました。
2. 「KAZU I」を引き揚げる目的は何か。事故原因の究明、即ち、この事故は何故発生したのか、船の舵、機関等に故障は無かったのか、死亡した船長の操船上の過失なのか、どうすればこのような事故を防止出来るのか。この目的の場合には、今後の再発を防ぐための調査として、国が国家的事業として、船の引き揚げを行うべきです。
3. ところが、マスコミの中には、前記のとおり、船主が引き揚げるべきだ、その費用は保険で賄うべきだ、とする論調が、根強くあります。海上保安庁が、沈没した船を引き揚げる目的は、以上のことの他に、船長や会社関係者の刑事責任の追及、業務上過失致死罪に問えるかどうかの検討と、証拠集めという点があります。前者の再発防止のための調査目的であれば、国の事業として、国が引き揚げるべきです。それでは、後者の刑事事件の証拠として引き揚げの場合は、船主が費用を負担すべきか、という問題が生じます。
4. ところで、刑法第104条は、自分の犯罪事実については、証拠を隠滅しても、罪に問わないことを、はっきり規定しています。法は、罪を犯した犯人が、自分の罪の証拠を隠匿したり、偽造したりすることを、禁止していません。何故なら、犯人が、捜査機関から、捕まらないよう逃走したり、自分の犯罪の証拠を隠匿したりすることは、人間の情としてやむを得ないことであり、これを処罰してはならない、と定めたものです。例えば、殺人犯が、凶器の拳銃を川に棄てた場合、その犯人に対し、潜水夫を雇い入れ、自分の費用で拳銃を探し出せ、などということは出来ません。
5. 従って、船の沈没に対し、過失責任を問われる者が、船を引き揚げないことは、当然のことで、これを非難することは、証拠隠滅は、自分の犯罪について適用されない、という刑事裁判の大原則に違反することになるからです。
6. 実際に、沈没した船舶を引き揚げないのは、海洋汚染防止法第43条に違反する、として、刑事告発された事例について、引き揚げる義務はない、として、不起訴となり、検察審査会の審査でも、船主の引き揚げ義務が、否定された事例もあります。
7. しかしながら、沈没した船から油が出たり、船舶交通の邪魔になるような場合は、引き揚げ義務があります。いずれにしろ、海洋環境の汚染や船舶交通の障害が無い場合には、船舶所有者に沈没した船を引き揚げる義務はありません。
8. 以上のことから、日本が法治国家である限り、「KAZU I」についても、船主に引き揚げを要求する根拠は無い、ということになります。実際、同船は、国の費用で引き揚げられました。

以 上

クロマグロ遊漁への規制措置について

水産庁資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室

資源の減少が問題となっているクロマグロについては、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じてきたことから、令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による規制が導入されました。その後継措置として、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間を有効期間とする広域漁業調整委員会指示が令和4年3月に発出され、現在この指示に基づき規制が行われています。

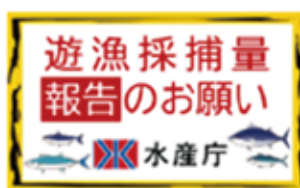
広域漁業調整委員会指示の概要（令和4年6月1日～令和5年3月31日）

- **小型魚(30kg 未満)は採捕禁止**です。
釣れてしまったら直ちにリリースしてください。
- **大型魚(30kg 以上)のキープは 1 人 1 日 1 尾まで**です。
1 尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。
- 特定の人が一度に釣り過ぎないようにするための新ルールです!
- 遊漁者は**キープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告**をお願いします。
(キャッチ＆リリースしたものについては報告義務はありません。)
下の「遊漁採捕量報告のお願い」から、採捕してから 10 日以内に報告してください。
- 採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時 期	R4年6月	7～8月	9～10月	11～12月
数 量	10トン	10トン	10トン	10トン

地域により採捕できる時期が異なるため、地域的な不公平を少なくするための新ルールです!

- 全体の採捕数量が 40 トンを超えるおそれがある場合、令和 5 年 3 月 31 日まで採捕禁止となることが公示されます。
- 採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ＆リリースを前提とした釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをされていて、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。



スマホアプリでも報告できます。

「遊漁採捕量実態調査アプリ」

iOS版 Android版



水産庁のwebサイトに詳細な情報を掲載しています。採捕数量と採捕禁止期間のお知らせも掲載しますので、釣行前には必ず水産庁のwebサイトから、採捕禁止期間ではないことを確認してください。



https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html

この先もずっとクロマグロの釣りを楽しむには、資源管理が重要となります。釣り人の皆さまにおかれましては、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

水産庁資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室 遊漁担当

Tel: 03-3502-7768

FAX: 03-3595-7332



クローズアップ

(株)船社「Boat CLUB」2022年12月号より

あなたと家族を守り、相手を救う、
いざというときに頼れる補償



プレジャーボート責任保険

山口県漁協下関ひびき支店のある安岡漁港。漁船とプレジャーボートが混在して係留される。万が一の際に補償できる保険なしに、互いの信頼関係を築くのは難しい

ボートの保険加入は義務ではないが、万が一に備えておくべきなのは自動車と同じこと。ボーターたるもの、最低限、賠償責任保険には加入しておきたい。「プレジャーボート責任保険（以下、PB責任保険）」は、5トン未満のプレジャーボートのオーナー向けに開発された賠償責任保険だ。平成11年（1999年）に日本全国の漁船が加入する「漁船保険」の枠組みを利用してスタート。以来、手軽さと搜索費用までまかなう補償内容が支持され、令和3年には19,605隻にまで加入隻数が増えている。今回は日本海と瀬戸内海という異なる海に面する山口県での運用事例を見ていきたい。

保険加入は シーマンの責務

本州最西端に位置する山口県は、その西の先に関門海峡を挟んで九州と相対し、北は日本海、南は瀬戸内海という環境の大きく異なる海に面している。日本海側の海岸線は天然礁が数多く点在し、大陸棚が対馬、朝鮮半島にまで広がる。こうした条件から



埋め立て地の埠頭にあるニッサンマリーナ宇部販売。保管艇は係留・陸上合わせて45艇ほど。お客さんから「下町のマリーナ」と評される気取らない雰囲気が魅力のマリーナだ



ニッサンマリーナ宇部販売の松本敏雄社長。もともとはマリーナの客であり、数年前に引退する先代から引き継いだとのこと。だからボーターの気持ちもよくわかる社長だ



マリーナの取締役も務める社長夫人の松本美佐恵さん。「社長が職人気質で寡黙ですので、そのぶんしゃべるほうは私が担当（笑）。新規のお客さまには保険の紹介もします」



マリーナ仲間で作る見初マリンクラブの金山敏行会長。「新しいフネが入ってきたら『保険入ったほうがいいよ』と必ず声をかけます。このあたりは満潮でも10メートルいかない水深の浅いところも多いから」

でマリンクラブ組織をつくっていて、クラブに入るとPB責任保険の団体割引を受けられるようになっています。新規のお客さまも大抵クラブに入会されるので、同時に保険にも加入する形になります」

そう説明するのはマリーナの松本敏雄社長。マリンクラブの会長を務める金山敏行さんによる

と、加入率が上昇したきっかけは事故だったという。

「違うマリーナのセーリングクルーザーがこの近くで座礁したんです。修復不可能ということうちのマリーナを介して廃船処理をされたんですが、その方は『保険に入っていたので助かりました』と言っていた。船骸撤去費用も補償するPB責任保険ワイドに入っていたようです」（金山氏）

身近で起こった事故の話は周囲にあっという間に伝わり、結果、あらためて保険の重要性が認識されるにいたったのだそうだ。

「うちで保険未加入の方は、ボートを始めたばかりで様子見というお客さま。そんな方にも折にふれてPB責任保険の紹介をさせていただきます。もちろん任意ですが、私どももボートの保険加入は当たり前と思っていますし、このあたりのボーターのみなさんは保険への意識が高いのかもしれない」

そう語るのはマリーナの取締役でもある松本美佐恵社長夫人。美佐恵さんによると、マリーナのある港はもともと避難港であり、緊急時にはモーターボートだけでなく、セールボート、漁船などいろいろなフネが立ち寄り、港にはそれを快く受け入れる風土があるという。それだけに、万が一を補償する保険への加入はシーマンにとって当然の責務、という意識が根付いているのではとのことだ。

沿岸には多くの定着性魚介類が生息し、沖は黒潮から分かれた対馬海流に乗ってやってくる回遊性魚種の格好のエサ場となっている。一方、瀬戸内海側には多くの島が点在し、干潟や岩礁など変化に富む海域のため多様な魚介類の繁殖に適し、こちらもまた豊かな生物相を形成する海域となっている。

海の幸に恵まれ古くから漁業の盛んな同県だが、濃い魚影の恩恵を受けているのは漁業者だけにとどまらない。多くのボーターが競うようにフィールドへ出て釣りを満喫している。

その瀬戸内海側、県西部の周防灘に面した宇部港にあるニッサンマリーナ宇部販売は、埋め立て地に開いたマリーナ。かつて日産マリーナの販売店だったころの名称をそのまま用いている同マリーナが預かる船舶は45艇ほどで、そのほとんどが釣りを目的としたものだ。たまに大物ねらいで下関や大分の姫島まで遠出する人もいるが、大抵は30分圏内の近場のポイントで釣るため、23フィート前後の小型モデルが大半。

外海に比較すると平穏な海であり、さほどトラブルも多くないという同マリーナだが、保管艇の保険加入率は約8割と高く、それらはみなPB責任保険だという。

「保険加入は任意ですが、マリーナのお客さま同士



魚を釣ることよりも 大事なこと



綾羅木マリーナにて、県より指定管理を受ける非営利のマリーナ管理運営委員会の管理主任者で、利用者で、組織するマリンクラブの会長も務める上山雄治さん

一方、日本海側の響灘に面した綾羅木マリーナでの事例は、仲間の痛ましい事故を深い教訓としたものといえよう。

同マリーナは2001年にそれまで綾羅木川に係留されていたボートの受け入れ施設として行政が整備した係留保管施設で、

地域の自治会で構成される管理運営委員会に管理委託されている。

事故が発生したのは今から7年前のこと。いつも通りフネを沖合で止めてシロギス釣りをしていたプレジャーボートに漁船が衝突。落水したボーターはライフジャケットを着用していたが、結果的に亡くなってしまう。海域は漁を終えた漁船が通る航路付近ではあったが、特段邪魔になるような状況ではなく、漁船船長の前方不注意が主な原因だったという。

「海難事故で犠牲者が出ると悲しいだけではすみません。被害者、加害者問わず、人生が一変することになります」

マリーナ管理運営委員会の管理主任者で自らもボーターである上山雄治さんの言葉だ。上山さんはその立場上、事故の当事者双方と面談。一家の大黒柱を突然失った遺族の深い悲しみと、その後も民事で長く争うことになった悲劇を目の当たりにし、いたたまれない気持ちになった

という。

「同じマリーナの仲間ですから、とても人ごとではありません。われわれは魚がたくさん釣ればよしではなく、安全に事故を起こさず帰ってくるのが一番大事。そして事故を起こしたら、仕方ないではすまない。被害者ならともかく、加害者になった場合、一個人がどう対応し補償できるかなんです」

上山さんらマリーナ管理者は話し合いを重ね、事故から3年後、利用者75人の2/3の了承を受けて、保険加入をマリーナへの受け入れ条件に加える決定をした。現在、事故以前から係留する一部のフネを除き、保険加入率は約95%。その大部分が地元の山口県漁業協同組合下関ひびき支店を窓口とするPB責任保険加入者だという。

「うちの会員も半数は退職者ですし、最初は保険は高いというイメージで敬遠する人が多かった。でもPB責任保険だと毎日飲む缶コーヒー代より安く入れるものからある。漁協さんを通すと団体割引もきくし、無事故を続けるとその割引もある。説明していくと納得してくれる人も増えましたね」

保険未加入の理由としてコストが挙がるケースは少なくないが、どうやらその根底には情報不足という問題があるようだ。



山口県漁協下関ひびき支店の清水優也支店長。「漁業者にとって保険未加入の方が同じ海にいることは脅威。プレジャーのみなさんもぜひ保険に入っていたきたいですね」

不法係留対策として約 20 年前に山口県がバイパスの高架下水面を利用して整備した綾羅木マリーナ。最大 28 フィートまで、80 隻収容のキャパシティーがある。現在係留艇は 75 艇



加入500隻を目指し 地道な努力を続ける

「もしこうなったらここまで補償できます、という具体例を挙げてていねいにご説明できなければ、なかなか加入していただけるものではないですね、保険は」

日本漁船保険組合山口県支所で PB 責任保険を担当する上田省司さんもまた、加入者の立場に寄り添った適切な情報の提供が、保険普及につながると考える。ただ込み入った話を聞いてもらうには、いかに相手に信頼されるかが重要であり、そのとっかかりが難しいとも。

「PB 責任保険がスタートした当初は、一般のボーターには保険のことなど知らないという方も多かったし、窓口をお願いす



現在 PB 責任保険を担当する山口県支所契約部の上田省司さん。「お客さまに、むしろ陸より海のほうが事故の確率が高いと紹介すると驚かれます。今後もていねいな説明で PB 責任保険のよさを多くの方に知っていただきたいですね」



日本漁船保険組合山口県支所の三笠浩一郎支所長。「私が PB 責任保険を担当した立ち上げ当初は、取扱窓口となる漁協さんに意義を理解してもらうところから始まりました」



プレジャーボート倶楽部通信

る漁協さんも『なんで漁船保険がプレジャーボートの保険を?』という反応でした。結局、プレジャーボートと事故を起こしても補償を得られない漁業者を守る保険でもあることを理解してもらい、マリンクラブなどボーターさんの会合の情報を得ては、出席して説明させていただくというところから一歩ずつ進めていくしかありませんでした」

立ち上げ時の状況を振り返るのは当時の担当だった同支所の三笠浩一郎支所長だ。

そうした地道な普及活動により令和3年度の山口県におけるPB責任保険加入実績は484

隻となっている。毎年新規加入者を開拓してはいるものの、高齢化も進みボートをやめる人も増加。近年では400隻台後半で足踏みが続いているという。従って当面の目標は加入数500隻突破。

「漁業者はみな漁船保険に入っていますし、同じ漁場を使うプレジャーの方にもトラブルを解決する保険はやはり必要はらず。これからもPB責任保険のよさをていねいにご説明して、目標達成につなげたいですね」

力強く語る三笠支所長だった。



日本漁船保険組合山口県支所のスタッフのみなさん。三方を海に囲まれた山口県の船舶の安心を、少数精鋭で支えていく

第16号会報誌をお届けいたします。

会員の皆様におかれましては、充実したマリンライフをお過ごしのことと存じます。今後も、会員の皆様にとって有益な情報を提供していきたいと考えておりますのでご愛読の程宜しくお願いいたします。



全国プレジャーボート安全会

ホームページ <https://www.ghn.or.jp/jpsa/>

お問い合わせ・ご連絡などはメールにてお願いいたします。E-mail: pb-hoken@ghn.or.jp

*情報セキュリティ強化のため、Yahooなどのフリーメールの受信はできません。



For Safety Cruising



プレジャーボート

**PB責任保険
PB総合保険**

2023年1月発行

皆さまの「プレジャーボート体験」を3つのカテゴリーで募集いたします。

①ボート・ヨット・釣り自慢 ②ヒヤリ・ハット体験(事故には至らなかったけど、助かった〜・・・)③トラブル体験(事故や漁業者とのトラブルなど。)お寄せいただいた中からいくつかの自慢・体験談を次号の会報誌でご紹介させていただく予定です。よろしければ上記メールアドレスまでお寄せください。なお、採用された方には粗品を進呈いたします。